第1部:治験実施中(注1)

			保存:	保存場所(注2)	
Ψ ‡	1 元		治験体頼者による	5 自ら治験を実施す	施する
×	Ⅹ番∪狸類		治験		
		競聯		医療機関	注4)
	当該文書に含まれる事項 [関連条文] (注5)		医療機関 治験依頼 (注3) 者		■の治験 を実活す の番サ
32.実施医療機関で 32 の治験機器の保管・器 普種記録	32.1 実施医療機関での治験機器の保管・管理記録 に第28条1	実施医療機関の長又は治験機器管理者が、治験依頼者又は自ら 治験を実施する者の定めた手順書及び医療機器GCP省令を遵守して治験機器を保管、管理していることを示す記録。	(<u></u>)	0	〇 (<u></u>)
	後器の使用記録	治験実施計画書に従って規定された量(数量)の治験機器が被験 者に使用されたことを示す記録。	0	0	
33.治験実施計画書 33 からの逸脱記録 脱	険実施計画書からの逸	治験責任医師が全ての逸脱とその理由等を説明した記録。	(全)	O (正及び 写)	
34.治験実施計画書 治からの緊急の逸脱 逸又は変更の記録 []	5計画書からの緊急の t変更の記録	医療上やむを得ない理由のために、治験責任医師が逸脱又は変 更を行った場合、その内容及び理由等を記述した通知文書。			
	6責任医師が実施医 5長及び実施医療機 5経由して治験審査委 2出した文書	実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師の間との文書のやりとりを行う必要はないこと。この場合にあっては、治験責任医師は、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記して治験審査委員会あて通知すること。	0	0	
25 職			0		
35.治験実施計画書 治からの緊急の逸脱 逸又は変軍に関する [6	治験実施計画書からの緊急の 逸脱又は変更に関する文書 [第66条]	治験実施計画書からの緊急の逸脱又は変更について、治験審査 委員会が承認、実施医療機関の長が了承及び治験依頼者が合意したことを示す文書。			
	養審査委員会の承認	実施医療機関の長あて	0	0	
茂 大	施医療機関の長の了	治験責任医師あて 治験審査委員会の決定と実施医療機関の長の指示、決定が同じ 場合には、35.1治験審査委員会の承認の文書に実施医療機関の 長が記名捺印又は署名することで本文書に代えることができる。	0	0	

第11部:治験実施中(注1)

第11前:治额美加中(注1)	(注1)					
				保存場所(注2	<u>听(</u> 注2)	
	文書の種類		治験依頼者による 治験	者による 険	自ら治験を実施す 者による治験	-実施する 5治験
		- 東郷		+ 1, 4, 7,	医療機関(注4)	1(注4)
文書の名称	当該文書に合まれる事項 [関連条文] (注5)		医游镀冠: (注3) ————————————————————————————————————	沛縣依賴 者		回の を実施する の者
	35.3 治験依頼者の合意の文書	実施医療機関の長あて	0	0		
36.治験の変更に関する治験責任医師の報生事	36.1 治験の変更に関する治験 責任医師の報告書 [第66条]	治験の実施に重大な影響を与え、又は被験者の危険を増大させるような治験のあらゆる変更に関する報告書。	0	0	0	
<u>の報日書</u> 37.予定より早い治 験機器割付けコード の閏 執討器	_ · · · <u>· · · · · · · · · · · · · · · ·</u>	予定より早い段階での開封を行った場合、治験責任医師がその 理由とともに記録した文書。	O [h̄]	0	O 師	0
の <u>開到記録</u> 38.記名捺印又は署 名ずみ症例報告書	捺印又は署名ずみ 音	治験責任医師又は治験分担医師が作成し、治験責任医師が内容 に問題がないことを確認した症例報告書。	(((((((((((((((((((0	O (m)	0
	よの矛盾を説明した	症例報告書中のデータが原資料と何らかの矛盾がある場合、治 験責任医師がその理由を説明した記録。		-34		
	(男6/条) 2) 症例報告書の変更及び修 正記録 [笛67条]	症例報告書の変更及び修正に関して、治験責任医師が作成した 記録。				
39.被験者登録に関する文書	39.1 被験者登録に関する文書 () 被験者離別コードのリスト		0	**	0	-
	[男6/来] 2) 治験を終了又は中止・中断 した被験者識別コードのリスト	で 追跡調査が必要な時、治験に組み入れられた全ての被験者を特 定できるようにしたリスト。				
	LRO/米] 3) 被験者登録名簿 4) 被験者のスクリーニング名 簿	被験者組み入れに際し経時的に番号を付したことを示す文書。 治験開始にあたって、スクリーニングに組み入れられた症例を確認する文書。		:		
40.原資料	40.1 原資料 [第61条]	症例報告書等の元となる文書、データ及びその他の記録。	0		0	

第11部:治験実施中(注1)

			(1) 日本 (大吉古子	保存場所(注2 約 2 白、海	斤(注2) 白: <u>本略を</u>	
重	文書の種類		に親依頼者による 治験	11.F.O	目ら治験を実施す 者による治験	実施する 5治験
		概要			医療機関(注4	(注4)
MINE .	当該文書に含まれる事項 [関連条文] (注5)		医療機関 治 (注3)	治験依頼者		自い を実施する者
ail£.	署名·印影一覧表	症例報告書の作成、変更、修正を行う治験責任医師、治験分担 医師及び必要に応じて治験協力者の署名又は印影を示した文書。	O [#	0	O (m)	0
42.1 治 る文書 [第68 <i>9</i>	験の現況の概要に関す 8]	治験審査委員会の継続審査を受けるために、治験責任医師が治 験の現況の概要を年に1回又はそれ以上の頻度で作成する文 書。	0		0	2
43.1 治野器提供者有害事务 有害事务	依頼者又は治験機 へ通知された重篤な	全ての重篤な有害事象に関する治験依頼者又は治験機器提供者への通知。	〇 <u></u>	0	O (動	
43.2 実施 告された [第68条])医療機関の長へ報 重篤な有害事象	全ての重篤な有害事象に関する実施医療機関の長への報告(重篤で予測できない不具合の特定が必要。)。 なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記して43.1を通知することで、本報告を行う必要はないこと。ただし、この場合、重篤で予測できない不具合を特定した上で、43.1の通知を行う必要があること。	0	·	0	
13.3 治験器提供者有害事务有害事务	依頼者又は治験機 へ報告された重要な	治験実施計画書で安全性評価に重要と規定された有害事象に関する治験依頼者又は治験機器提供者への報告。	(達)	0	(季)	
100元	捺印又は署名ずみ (改訂版を含む。) 第72条、第74条]	被験者が治験に参加する前に、被験者(代諸者)が治験への参加について文書で同意したことを示す文書(改訂された同意文書及びその他の説明文書を用いて被験者(代諾者)に改めて説明し、治験への継続参加について文書による同意を得た場合も含む。)。	0	-	0	

第 II 部:治験実施中(注1)

	自己治臨を軍権士人	がほるとの治験を	医療機関(注4)	自ら治験	を実施す	る神																0					_
保存場所(注2	一面に消		医療							0		····		0				0					·				
保存場	1名による	治験に発		治験依頼	桖			. <u></u> .							-							0					
	治酶体植岩	よう		医療機関	(洪3)					0				0				0									
			- 東				代諾者から同意を得た場合、代諾者と被験者の関係を示す記録。	被験者(代諾者)が同意文書及びその他の説明文書を読むことが	できない場合、公正な立会人が同意文書に記名捺印又は署名した文書。	緊急状況下における救命的治験で、被験者(代諾者)から事前の	同意を得ることが不可能であった場合、事後に被験者(代諾者)か	ら治験への継続参加について文書で同意を得たことを示す文書。		記名捺印又は署名ずみ同意文書の写し及びその他の説明文書を	被験者(代諾者)に渡した記録(改訂された場合を含む。)。					験者(代諾者)の意思を確認した記録。		治験依頼者が治験機器を適正に出荷、輸送、設置、受領、処分、					
		文書の種類		2.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4	当談入者に召ぶれる事項 「開浦冬立」 (注5)	_	1) 代諾者と被験者の関係を 示す記録 [第70条]	2) 立会人の記名捺印又は署	名ずみ同意文書 「第79条」	44.2 被験者(代諾者)の事後	の記名捺印又は署名ずみ同		[第75条]	44.3 記名捺印又は署名ずみ	同意文書写し等を被験者に渡	した記録	[第73条]	44.4 治験への継続参加に関す	る被験者(代諾者)の意思を確	一部には一部の	[第74条]	45.1 治験依頼者の治験機器	交付及び取扱い記録又は自ら	治験を実施する者の治験機器	の入手の記録	[企業:第24条、医師:第35条]	
		<u>~</u>			文書の名称									-								45.治験依頼者の治	験機器交付及び取	扱い記録又は自ら	治験を実施する者	の治験機器の入手	TOTAL CONTRACTOR

第1部:治験実施中(注1)

保存場所(注2)	自ら治験を実施する	1114の12時代 下水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・		 四 か	94					0	(英)				0	(<u></u>)) O				0		
保存場	治験依頼者による 治験	Kr		治類依賴 者	C	侧(0	(全)			į	0	(<u></u>)			-		(中) 〇				0		
	治験依頼	Ų.	H	医漿機関 (注3)	C)				0					0												
		馬			☆ かい 一番 の 単分 を ない 一		める 育報を、宝(の)治験員(11)医師、美施医療(機関の) 長	なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合 - 11 安	これ、火のなが、気はついないがあればでいったものではい、ついて「た、一の文書として港し文えない。	重篤で予測できない全ての不具合を全ての治験責任医師、実施	医療機関の長及び規制当局に報告した文書。	なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合	こは、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記すること	で、一の文書として差し支えない。	新たな重要な情報が国内外から得られた場合、治験機器概要書	の改訂に先立って、治験責任医師、実施医療機関の長及び規制	当局に報告した文書。	医医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合 エニニニニ	には、実施と漿機関の長と治験責任医師の肩嚢をを連記すること	で、一の又書として老し文えない。	七二タリンク及い配合によって、治験責任医師人は美施医療機関 1-1-2-4-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	-よる里人人に称称しに个ほすが光兄さイレクにあらし、ヨ驳追毀 春年底はひけ宝体医療推問の治験への参加を治験体値考♡は	真日内門人 6天 の 五次 坂 女の日教、シッかのの「秋 次日人 の 日に治路を開拓士人来が打「江した」」を担制。3周一指4月 ナウ	「ロンコボスの人のファンシック・ハートの人のコルシートをロウィント	治験依頼	更届書を提出したことを示す文書。	
,	文書の種類			当該文書に含まれる事項 [関連条文] (注5)	161 拉胺辛介安全广重影響表	46.1 放験者のメニトの影響をおよばす情報に関する治験体です。	賴有人は目ら治験を表施する 者の通知書	[企業:第28条、医師:第39条]		46.2 重篤で予測できない不具	合の報告	[企業:第28条、医師:第39条]			46.3 治験機器概要書の改訂	前に報告する安全性情報	[企業:第8条、第28条、医師	第19条、第39条]		47		9 の歌古大響 5 の歌古大響 5 公戦・第20名	[光·光·诗人·米·]		48.1 治験計画変更届書(控)	[薬事法施行規則第275条で準 用する第270条]	
				大書の名称	十) 仁 本 理 本/ 本 57 1 1	40.// 歌似相句人14 自心治験を実施する	者からの安全性に 関する通知・報告文	#IE													47.治験への参加打	切りに関する報告スー			48.治験計画変更届	書(控)	

Ю 0 O 0 再検査の必要性がある場合には保存サンプルの保存場所とその 内容を示す記録。 根要 49.1 体液又は組織標本の保存記録(ある場合) 当該文書に含まれる事項 [関連条文] (注5) 文書の種類 第11部:治験実施中(注1) 49.体液又は組織標 4 本の保存記録(ある 1 場合) 文書の名称

自 と を を る 者 あ 者 自ら治験を実施す 医療機関(注4) (利O 者による治験 保存場所(注2) O 0 O 治験依頼 治験依頼者による OM ψ 沿驟 医療機関 (世3) 0 0 0 定した場合、又は自ら治験を実施する者が治験を中止・中断ある いは当該治験により収集された臨床試験成績に関する資料が承 認申請書に添付されないことを知り得た場合。 治験依頼者が全ての実施医療機関の長及び規制当局にその旨と 理由の詳細を通知する文書。 自ら治験を実施する者による治験では自ら治験を実施する者が 実施医療機関の長及び規制当局にその首と理由の詳細を通知する者による治験では自ら治験を実施する者が ま施医療機関の長及び規制当局にその旨と理由の詳細を通知する文書。 なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合 には、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記して51.2 りを行う必要はないこと。この場合にあっては、実施医療機関の長は、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記して治験 は、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記して治験 治験責任医師が実施医療機関の長にその旨を詳細に説明した文 なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合 には、実施医療機関の長と治験責任医師との間の文書のやり取 実施医療機関の長が治験責任医師及び治験審査委員会にその 旨を詳細に説明する文書。 治験依頼者が治験を中止・中断又は当該治験により収集された 臨床試験成績に関する資料を承認申請書に添付しないことを決 の文書を通知することで、本報告を行う必要はないこと。 治験責任医師が治験を中止又は中断した場合。 圉 薜 審査委員会あて通知すること。 51.1 治験責任医師から実施医療機関の長あて 50.1 治験依頼者又は自ら治験 50.2 実施医療機関の長から治 治験の中止・中断又は被験機 器の開発中止の通知文書 を実施する者から実施医療機 関の長あて 験責任医師及び治験審査委 治験の中止又は中断の報告 企業:第32条、医師:第43条] 当該文書に含まれる事項 [関連条文](注5) 第四部:治験の終了又は中止・中断後(注1) 文書の種類 員会あて 第69条] 第60条] 51.治験の中止又は 断又は被験機器の 開発中止の通知文 50.治験の中止・中 文書の名称 中断の報告書

第皿部:治験の終了又は中止・中断後(注1)

	実施するる治職	(井本)	を表える。			-			0	0	0	0	0
保存場所(注2)	自ら治験を実施す者による治験者による治験	医療機関(注4		0	0		0				0	0	
保存場	治験依頼者による 治験		治験依頼 者	0			0		0	0	0	0	0
	治験依頼	ļ	医療機関 (注3)	0	0		0						
		费要		実施医療機関の長が治験依頼者及び治験審査委員会にその旨を詳細に説明した文書。	治験責任医師が実施医療機関の長に治験の終了と治験結果の 概要を報告した文書。	なお、実が には、実 の文書を	実施医療 ■の細亜		治験依頼者又は自ら治験を実施する者が医療機器GCP省令等に 従って作成し、規制当局の求めに応じて提出する文書。	監査担当者が監査で発見した事項を示した記録。	監査担当者が監査の記録に基づき監査報告書を作成し、治験依頼者による治験では治験依頼者、自ら治験を実施する者による治験では自ら治験を実施する者と実施医療機関の長に提出した文書。	監査担当者が、監査を行った治験について監査証明書を作成し、治験依頼者による治験では治験依頼者、自ら治験を実施する者による治験では治験を実施する者と実施医療機関の長に提出した文書。	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に治験終了届 書を提出したことを示す文書。
	文書の種類		当該文書に含まれる事項 [関連条文](注5)	51.2 実施医療機関の長から治験依頼者及び治験審査委員会あて [第60条]	52.1 治験責任医師からの治験 の終了報告文書	[第69条]	長からの	/n級V/於 J 通知人者 [第60条]	54.1 治験の総括報告書 [企業:第33条、医師:第44条]	55.1 監査記録 [企業:第31条、医師:第42条]	56.1 監查報告書 [企業:第31条、医師:第42条]	57.1 監査証明書 [企業:第31条、医師:第42条]	58.1 治験終了届書(控) [薬事法施行規則第275条で準 用する第270条]
			文書の名称	:	[52.治験責任医師か らの治験の終了報	" 上文書	53.実施医療機関の 64、分類の	長小らの治験の終 了通知文書	54.治験の総括報告 書	55.監査記錄	56.監査報告書	57.監査証明書	58.治験終 了届書 (控)

第四部:治験の終了、	第皿部:治験の終了又は中止・中断後(注1)					
				保存場所	所(注2)	
r V	文書の種類		治験依頼者 治験	者による 験	自ら治験を実施 者による治慙	台験を実施する による治験
		大学			医療機関	月(注4)
文書の名称	当該文書に含まれる事項 [関連条文](注5)		医療機関 (注3)	治験依頼 者		かる を を を を を を を を を を を を を を を を を を を
59.治験中止届書 (控)	1 治験中止届書(控) [事法施行規則第275条で準 ナス第20名]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に治験中止届 書を提出したことを示す文書。		0		0
60.開発中止届書(控)	<u>用9 のあんで来</u> 60.1 開発中止届書(控)	治験体頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に被験機器の 開発中止届書を提出したことを示す文書。		0		0